

西米良村立村所小学校 いじめ防止基本方針

西米良村立村所小学校

(最終改定 平成30年3月1日)

目次

はじめに	1
第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	1
1 いじめの定義	1
2 いじめの防止等に関する基本的考え方	2
(1) いじめの防止	2
(2) いじめの早期発見	3
(3) いじめへの対処	3
(4) 地域や家庭との連携	3
(5) 関係機関との連携	3
第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項	4
1 いじめの防止等のために学校が実施する取組	4
(1) いじめ防止等の対策のための組織	4
(2) 学校におけるいじめの防止等に関する措置	5
ア いじめの防止	6
イ 早期発見	6
ウ いじめに対する措置	6
(3) その他	8
ア 学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実	8
イ 学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制構築	8
ウ 学校評価・教職員評価における留意事項	8
2 重大事態への対処	9
(1) 重大事態の発生と調査	9
(2) 調査結果の提供及び報告	13
第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項	13

【参考】 資料1～5

はじめに

いじめは深刻な人権侵害であり、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長及び人格の形成に長期に渡って重大な影響を与えるのみならず、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

村所小学校いじめ防止基本方針は、児童の尊厳を保持する目的のため、村・国・県・家庭・地域住民その他の関係者の連携の下、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第13条の規定に基づき、本校の実情に応じ、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策に関する基本的な方針をここに定めるものとする。

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの定義

【いじめ防止対策推進法】

（定義）

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- 2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。
- 3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- 4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

（1）個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立って行う。

この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努める。

例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認していくようとする。

ただし、このことは、いじめられた児童の主觀を確認する際に、行為の起こったときのいじめられた児童本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではない。

- （2）いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。
- （3）「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級の児童や、塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童と何らかの人的関係を指す。
- （4）「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌

なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

なお、インターネット上で悪口を書かれた児童がおり、当該児童がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

- (5) いじめられた児童の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の学校におけるいじめの防止等の対策のための組織へ情報共有することは必要となる。
- (6) 具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。
- ・ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
 - ・ 仲間はずれや集団による無視をされる
 - ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
 - ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
 - ・ 金品をたかられる
 - ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
 - ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
 - ・ パソコンや携帯電話等を使って、誹謗中傷や嫌なことをされる 等
- (7) これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。
- これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のもとで、早期に警察に相談・通報のうえ、警察と連携した対応を取るようにする。

2 いじめの防止等に関する基本的考え方

(1) いじめの防止

ア いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童を対象としたいじめの未然防止の観点が重要であり、全ての児童を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組を行う。

イ 学校の教育活動全体を通じ、全ての児童に「いじめは決して許されない」ことの理

解を、発達の段階に応じて促し、児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。

- ウ いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む。
- エ 全ての児童が安心でき、自己有用感や自己肯定感を味わうことができる学校生活づくりも未然防止の観点から取り組むようにする。
- オ いじめの問題への取組の重要性について、家庭、地域と一体となって取組を推進するための普及啓発を行う。

(2) いじめの早期発見

- ア いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童のささいな変化に気付く力を高める。
- イ いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装つて行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知する。
- ウ 特に、保護者は、児童にいじめの兆候が見られないか、日頃から留意するとともに、その状況の把握に努める。
- エ いじめの早期発見のため、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい校内体制を整えるとともに、家庭、地域と連携して児童を見守るようにする。

(3) いじめへの対処

- ア いじめがあることが確認された場合、直ちに、いじめを受けたとされる児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行う。また、家庭や村教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携を行う。
- イ 教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について理解を深め、また学校における組織的な対応を可能とするような校内体制を整備する。

(4) 地域や家庭との連携

- ア 社会全体で児童を見守り、健やかな成長を促すため、PTAや学校評議委員、地域の関係団体等と学校関係者がいじめの問題について協議する機会を設けるなど、いじめの問題について地域、家庭と連携した対策を推進する。
- イ より多くの大人が児童の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

(5) 関係機関との連携

- ア いじめの問題の対応においては、例えば、学校や村教育委員会において、いじめる児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分

な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局、都道府県私立学校主管部局等を想定）との適切な連携を図るため、平素から、学校や村教育委員会と関係機関の担当者の窓口交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築する。

イ 教育相談の実施に当たり、必要に応じて医療機関などの専門機関との連携を図ったり、法務局など、学校以外の相談窓口についても児童へ適切に周知したりするなど、関係機関による取組と連携することも考慮する。

第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

1 いじめ防止等のために学校が実施する取組

学校長は、積極的にリーダーシップを発揮し、いじめ防止等のための取組が全教職員に理解され、確実に遂行されるよう努める。

（1）いじめ防止等の対策のための組織

ア 学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、法第22条に基づき、学校に置くいじめ防止等の対策のための組織は、既存の「いじめ不登校対策委員会」（以下「かがやき委員会」という。）等を活用する。

イ かがやき委員会の構成については、学校の管理職及び全教職員とする。毎月1回の定例会を開催し、事例等発生した場合は、校長が召集し緊急の会を開催する。

ウ かがやき委員会の運営のために心理、福祉等に関する専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の外部専門家の参加が必要と判断するときは、村教育委員会に相談・報告の上、必要な専門家の派遣を要請する。

エ かがやき委員会は、的確にいじめの疑いに関する情報が共有でき、共有された情報を基に、組織的に対応できるような体制とする。特に、いじめであるかどうかの判断は組織的に行うこととし、当該組織が、情報の収集と記録、情報共有を行う役割を担うため、教職員は、ささいな兆候や懸念、児童からの訴えを、特定の教員で抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せずに、全てかがやき委員会に報告・相談し、複数の目による状況の見立てを行う。

オ かがやき委員会における学校いじめ対策組織の役割は、次に掲げるものである。

【未然防止】

○ いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

【早期発見・事案対処】

○ いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
○ いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童の問題

行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割

- いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時には緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係児童に対するアンケート調査、聴き取り調査等の事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- いじめの被害児童に対する支援・加害児童に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

【学校基本方針に基づく各種取組】

- 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割
 - 学校基本方針における年間計画に基づき、いじめ防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割
 - 学校基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校基本方針の見直しを行う役割（P D C A サイクルの実行を含む。）
 - いじめの防止等の対策を検討するにあたり、児童の意見を積極的に取り入れるための児童会との会合を企画する役割
- カ いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを実効的に行うために、かがやき委員会は、児童及び保護者に対して、自らの存在及び活動が容易に認識される取組（例えば、全校集会の際に生徒指導主事が児童の前で取組を説明する等）を実施する。
- キ いじめの早期発見のためには、かがやき委員会は、いじめを受けた児童を徹底して守り通し、事案を迅速かつ適切に解決する相談・通報の窓口であると児童から認識されるようにする。
- ク 学校として、学校基本方針やマニュアル等において、いじめの情報共有の手順及び情報共有すべき内容（いつ、どこで、誰が、何を、どのように等）を明確に定めておく。
- ケ いじめについての情報共有は、個々の教職員の責任追及のために行うものではなく、気付きを共有して早期対応につなげることが目的であり、学校の管理職は、リーダーシップをとって情報共有を行いやすい環境の醸成に取り組む。
- コ 法第28条第1項に規定する重大事態の調査のための組織について、学校がその調査を行う場合は、かがやき委員会を母体としつつ、当該事案の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法によって対応する。

（2）学校におけるいじめの防止等に関する措置

学校は、国から示された【学校における「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」のポイント】を参考に、村教育委員会と連携して、いじめの防止や早期発見、いじめが発生した際の対処等に当たる。

ア いじめの防止

- (ア) いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に「いじめは決して許されない」という意識の醸成を図るとともに、いじめに向かわせないための未然防止の取組として、児童が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に取り組む。
- (イ) 未然防止の基本として、児童が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
- (ウ) 児童に対するアンケート・聴き取り調査によって初めていじめの事実が把握される例も多く、いじめの被害者を助けるためには児童の協力が必要となる場合がある。このため、学校は児童に対して、傍観者とならず、教職員や保護者、地域住民などに知らせたりするなど、いじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努める。
- (エ) 児童に集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。
- (オ) 教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。
- (カ) 長期間学校を離れた場所で教育活動を行う場合は、いじめに関するチェック項目を作成するなど、いじめの未然防止に努める。

イ 早期発見

- (ア) いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知するよう努める。
- (イ) 教職員は、日頃から児童の見守りや観察、信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号などのサインを見逃さないようアンテナを高く保ち、教職員間の情報共有に努める。
- (ウ) 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。
- (エ) 児童からの相談や聴き取りについては、児童が希望する教職員や臨床心理士等が対応できる体制の構築に努める。
- (オ) 児童からの相談において、児童からのSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、当該児童にとって、多大な勇気を有するものであることを教職員は理解し、児童からの相談に対しては、必ず学校の教職員等が迅速に対応することを徹底する。

ウ いじめに対する措置

- (ア) いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込みず、速やかに

組織的に対応し、被害児童を守り通す。特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、かがやき委員会等への報告を行わないことは、法第23条第1項の規定に違反し得る。

- (イ) 各教職員は、学校の定めた方針に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく。
- (ウ) 加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。
- (エ) 加害児童及びその保護者に対して、必要な指導や支援を継続的に行い、被害児童及びその保護者との関係に配慮する。
- (オ) これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。特に、保護者に対しては誠意ある対応に心がけ、説明責任を負う。
- (カ) いじめは、単に謝罪をもって容易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、村教育委員会又はかがやき委員会等の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。かがやき委員会等においては、いじめが解消に至るまで被害児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察していくようとする。

なお、かがやき委員会においては、「解消している」状態に至っているかを確認

する体制を整え、一部の教職員のみでなく、組織的に判断する仕組みづくりを行うようにする。

(3) その他

ア 学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実

学校におけるいじめの実態把握の取組状況等を点検するとともに、「教師向けの生徒指導資料」や、「児童にとって魅力ある学校づくりのためのチェックポイント」、「いじめ問題への取組に関するチェックシート」を活用し、学校におけるいじめの防止等の取組を充実させる。

イ 学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制構築

より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、PTAや学校評議員、地域の関係団体との連携促進や、学校支援地域本部、放課後子ども教室、放課後児童クラブなど、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

ウ 学校評価・教職員評価における留意事項

- (ア) 学校評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、学校評価の目的を踏まえ、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、その実態把握や対応が促され、日常の児童理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な情報共有や組織的な対応が評価されることを教職員に周知徹底とともに、児童や地域の状況を十分踏まえて目標を立て、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組むようとする。
- (イ) 学校評価において、学校いじめ防止基本方針に基づく取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり、早期発見・事案対処マニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）の実施状況を評価項目に位置付ける。
- (ウ) 教職員評価において、全教職員がいじめ問題対応への意識を高めることができるように、学校におけるいじめの防止等の対策の取組状況を積極的に評価する。なお、いじめの問題を取り扱うに当たっては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日常の児童理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等を評価するよう、実施要領の策定や評価記録書の作成を行う。

2 重大事態への対処

(1) 重大事態の発生と調査

【いじめ防止対策推進法】

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

ア 重大事態の意味について

- (ア) 「いじめにより」とは、各号に規定する児童の状況に至る要因が当該児童に対して行われるいじめにあることを意味する。
- (イ) 「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童の状況に着目して判断する。例えば、
- ・ 児童が自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合
- などのケースが想定される。
- (ウ) 「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連續して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、村教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。
- (エ) 児童や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校は「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えずに、重大事態が発生したものとして捉え、報告・調査等に当たる。

イ 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、学校は村教育委員会を通じて村長に、事態発生について報告する。

ウ 調査の趣旨及び調査主体について

- (ア) 法第28条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行う。
- (イ) 学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに村教育委員会に報告する。また、

その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについては、村教育委員会の指示を仰ぐ。

- (ウ) 調査主体は、学校が主体となって行う場合と、村教育委員会が主体となって行う場合が考えられるが、従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られない場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、村教育委員会に調査を依頼する。
- (エ) 学校が調査主体となる場合であっても、法第28条第3項に基づき、村教育委員会より必要な指導、また、人的措置も含めた適切な支援を受ける。

エ 調査を行うための組織について

- (ア) 村教育委員会又は学校は、その事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに、その下に組織を設ける。
- (イ) 学校が調査の主体となる場合、第2の1(1)により設置されるかがやき委員会を母体としつつ、当該事案の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法によって対応する。
- (ウ) 当該調査を行う組織の構成については、調査の公平性・中立性を確保するよう努めるものとする。

オ 事実関係を明確にするための調査の実施

- (ア) 事実関係を明確にするための調査は、重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にするために行う。
- (イ) 当該調査に当たっては、因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査するものとする。
- (ウ) 当該調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校と村教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。
- (エ) 当該調査を実りあるものにするために、学校自身が、たとえ不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合おうとする姿勢で当該調査を行う。
- (オ) 学校は、専門家委員会等に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

〈いじめられた児童からの聞き取りが可能な場合〉

- いじめられた児童からの聞き取りが可能な場合、いじめられた児童から十分に聞き取るとともに、原則として、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査を行う。
- 調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童への指導を行い、いじめ

行為を抑止する。

- いじめられた児童に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。
- これらの調査を行うに当たっては、国が示す「学校における『いじめの防止』『早期発見』『いじめに対する措置』のポイント」を参考にしつつ、事案の重大性を踏まえて、学校の設置者から積極的に指導・支援を受けたり、関係機関ともより適切に連携したりして、対応に当たる。

〈いじめを受けた児童からの聴き取りが不可能な場合〉

- 児童の入院や死亡など、いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。
- 調査方法は、原則として、在籍児童や教職員に対して質問紙調査や聴き取り調査などを行う。

(自殺の背景調査における留意事項)

- 児童の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。
- この調査においては、亡くなった児童の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し、再発防止策を構ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。
- いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、以下の事項に留意のうえ、「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針（改訂版）」（平成26年7月文部科学省・児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とするものとする。
 - ・ 背景調査に当たり、遺族が、当該児童を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
 - ・ 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
 - ・ 死亡した児童が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、学校は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
 - ・ 詳しい調査を行うに当たり、学校は、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り、遺族と合意しておく。

- ・ 調査を行う組織については、当該調査の公平性・中立性を確保するように努める。
- ・ 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行うよう努める。
- ・ 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。
- ・ 学校が調査を行う場合においては、村教育委員会より情報の提供について必要な指導及び支援を受けるなど適切な対応を行う。
- ・ 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えることのないよう留意する。なお、亡くなった児童の尊厳の保持や遺族の心情に配慮すること、子どもの自殺は連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする。

カ その他留意事項

- (ア) 法第23条第2項においても、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとされ、学校において、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとされ、学校において、いじめの事実の有無の確認のための措置を講じた結果、重大事態であると判断した場合も想定されるが、それのみでは重大事態の全貌の事実関係が明確にされたとは限らず、未だその一部が解明されたにすぎない場合もあり得ることから、法第28条第1項の「重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」として、法第23条第2項で行った調査資料の再分析や、必要に応じて新たな調査を行うこととする。ただし、法第23条第2項による措置にて事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合は、この限りでない。
- (イ) 事案の重大性を踏まえ、学校においては、必要かつやむを得ない場合には、緊急避難措置としての他の学校への転学等の措置を行うことができるよう、村教育委員会の積極的な支援により学校間の連携を図る。
- (ウ) 重大事態が発生した場合に、関係のあった児童が深く傷つき、学校全体の児童や保護者や地域にも不安や動搖が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。学校は、児童や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

(2) 調査結果の提供及び報告

ア いじめを受けた児童及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

- (7) 村教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた児童やその保護者に対して、適時・適切な方法で説明する。
- (イ) これらの情報の提供に当たっては、村教育委員会又は学校は、他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがないよう留意する。
- (ウ) 質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた児童又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置をとる。
- (エ) 学校が調査を行う場合においては、村教育委員会より、情報の提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を受ける。

イ 調査結果の報告

(ア) 調査結果については、村教育委員会を通じて村長に報告する。

(イ) 上記アの説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて村教育委員会を通じて村長に送付する。

第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

- (1) 学校の基本方針の策定から3年を目途として、国及び県の動向等を勘案して、基本方針の見直しを検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。
- (2) 学校の基本方針について、ホームページ上で公表する。

資料 1

学校はじめ防止プログラム

月	学校行事	未然防止			早期発見・早期対応			保護者・地域との連携	P D C A
		児童が主体となつた活動	道徳や特別活動	職員研修	アンケートや教育相談等	かがやき委員会等			
4 入学式	1年生歓迎会	(道) 2年：人権教育 (特) 4年：友情、信頼	(道) 3年：友情 (特) 4年：楽しいグループ活動	学校の基本方針の確認と目標の共有	PTA総会 (基本方針の説明)	計画・目標の見直し			
5	全校みんなで遊ぶ日	(道) 3年：友情 (特) 4年：親切、思いやり	(道) 3年：友情 (特) 6年：心のこもった言葉遣い	心のアンケート① 教育相談					
6	全校みんなで遊ぶ日	(道) 3年：友情、思ひやり (特) 6年：人権教育	(道) 1・2年：人権教育 (特) 学級レクリエーション	生徒指導研修 人権教育研修	毎月1回かがやき委員会を実施し、全学年のひじめの状況について報告し、組織的対応について協議。	保護者面談での相談			
7	全校みんなで遊ぶ日	(道) 6年：相互理解、寛容 (特) 6年：心のこもった言葉遣い	(道) 1・2年：人権教育 (特) 6年：相互理解、寛容	生徒指導研修 人権教育研修	「心のアンケート」を実施した月は、教育相談時間を設け、学級担任が児童一人一人と面談。	↓			
8	メラリンピック	メラリンピックでの絆づくり	(道) 4年：親切、思ひやり (特) 5年：友情、信頼	心のアンケート② 教育相談	いじめ防止の取組について教職員・保護者アンケート実施				
9	にしめらイキイキ文化祭	文化祭での絆づくり	(道) 6年：相互理解、寛容 (特) 2年：人権教育	(道) 2年：遠足の計画 3年・4年・6年：友情、信頼	常時指導・児童觀察				
10	文化祭	全校みんなで遊ぶ日	(道) 2年：人権教育 (特) 3年：友情、信頼	(道) 5年：相互理解、寛容 (特) 2年：友達の良さ 3年：みんなが友達 6年：善訓と偏見	心のアンケート③ 教育相談 県アンケート	※ 緊急の事案については、隨時かがやき委員会を開催			
11 遠足	異学年交流活動	全校みんなで遊ぶ日	(道) 参観日の道徳一齊授業 (特) 友情、思ひやり、人権等 3年：友情、信頼 6年：学級リエーション	参観日の道徳一齊授業 (道) 参観日の道徳一齊授業 (特) 友情、信頼 3年：友情、信頼 6年：人権教育	県アンケート分析				
12	「ありがとうの木」の実施	全校みんなで遊ぶ日	(道) 2年：友情 (特) 4年・6年：友情	生徒指導研修					
1	全校みんなで遊ぶ日	(道) 3年：友情 (特) 6年：人権教育	(道) 2年：友情 (特) 3年：友情、信頼	心のアンケート④ 教育相談	いじめ防止の取組について教職員・保護者アンケート、学校関係者による評価				
2	お別れ集会	お別れ集会 異学年交流活動 6年生と遊ぶ日	(道) 3年：思ひ出新聞作り (特) 6年：人権教育	(道) 3年：思ひ出新聞作り (特) 6年：人権教育	参観日の全体懇談会にて保護者に学校評価の報告				
3	お別れ遠足	お別れ集会 異学年交流活動 6年生と遊ぶ日	(道) 3年：思ひ出新聞作り (特) 6年：人権教育	今年度の反省と次年度取組事項の協議	本年度の反省と次年度計画作成				

資料2

学校におけるいじめの防止等のための職務別ポイント

- 全ての学校は、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定める
- 全ての学校は、複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を設ける
 - ・ いじめへの対応は、校長を中心に一致協力体制を確立することが重要
 - ・ いじめに関する情報は特定の教職員が抱え込むのではなく、「組織」で情報共有し組織的に対応
 - ・ いじめに係る情報が教職員に寄せられた時は、教職員は、他の業務に優先して、かつ、即日、当該情報を速やかに学校いじめ対策組織に報告し、学校の組織的な対応につなげる

(1) いじめの防止のための措置

《学級担任等》

- ・ 日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学級全体に醸成
- ・ はやしたてたり見て見ぬふりをしたりする行為もいじめを肯定していることを理解させ、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す
- ・ 一人一人を大切にした分かりやすい授業づくりを進める
- ・ 教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う

《養護教諭》

- ・ 学校保健委員会等の学校の教育活動の様々な場面で命の大切さを取り上げる

《生徒指導担当教員》

- ・ いじめの問題について校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、教職員間の共通理解を図る
- ・ 日頃から関係機関等を定期的に訪問し、情報交換や連携に取り組む

《管理職》

- ・ 全校集会などで校長が日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成する
- ・ 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等に計画的に取り組む
- ・ 児童が自己有用感を高められる場面や、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設けるよう教職員に働きかける
- ・ いじめの問題に児童自らが主体的に参加する取組を推進する（例えば、児

童会・生徒会によるいじめ撲滅の宣言や相談箱の設置など)

(2) 早期発見のための措置

《学級担任等》

- ・ 日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ
- ・ 休み時間・放課後の児童生徒との雑談や日記等を活用し、交友関係や悩みを把握する
- ・ 個人面談や家庭訪問の機会を活用し、教育相談を行う

《養護教諭》

- ・ 保健室を利用する児童との雑談の中などで、その様子に目を配るとともに、いつもと何か違うと感じたときは、その機会を捉え悩みを聞く

《生徒指導担当教員》

- ・ 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等に計画的に取り組む
- ・ 保健室やスクールカウンセラー等による相談室の利用、電話相談窓口について周知する
- ・ 休み時間や昼休みの校内巡視や、放課後の校区内巡回等において、子供が生活する場の異常の有無を確認する

《管理職》

- ・ 児童及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する
- ・ 学校における教育相談が、児童の悩みを積極的に受け止められる体制となり、適切に機能しているか、定期的に点検する

(3) いじめに対する措置 (※別紙：「組織的ないじめ対応の流れ」と連動)

① 情報を集める

《学級担任等、養護教諭》

- ・ いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める（暴力を伴ういじめの場合は、複数の教員が直ちに現場に駆けつける）
- ・ 児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する
- ・ 発見・通報を受けた場合は、速やかに関係児童から聞き取るなどして、いじめの正確な実態把握を行う
- ・ その際、他の児童の目に触れないよう、聞き取りの場所、時間等に慎重な配慮を行う
- ・ いじめた児童が複数いる場合は、同時刻にかつ個別に聞き取りを行う
- ・ 教職員、児童、保護者、地域住民、その他からいじめの情報を集める
- ・ その際、得られた情報は確実に記録に残す
- ・ 一つの事象にとらわれ過ぎず、いじめの全体像を把握する

② 指導・支援体制を組む

《「組織（かがやき委員会）」》

- ・ 正確な実態把握に基づき、指導・支援体制を組む（学級担任等、養護教諭、生徒指導担当教員、管理職などで役割を分担）
 - いじめられた児童や、いじめた児童への対応
 - その保護者への対応
 - 教育委員会や関係機関等との連携の必要性の有無 等
- ・ ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わりを持つことが必要
- ・ 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める
- ・ 現状を常に把握し、隨時、指導・支援体制に修正を加え、「組織（かがやき委員会）」でより適切に対応する

③-A 子供への指導・支援を行う

※「組織（かがやき委員会）」で決定した指導・支援体制に基づき、指導・支援を行う

《いじめられた児童に対応する教員》

- ・ いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保するとともに、いじめられた児童に対し、徹底して守り通すことを伝え、不安を除去する
- ・ いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる
- ・ いじめられている児童に「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する

《いじめた児童に対応する教員》

- ・ いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる
- ・ 必要に応じて、いじめた児童を別室において指導したり、出席停止制度を活用したりして、いじめられた児童が落ち着いて教育を受ける環境の確保を図る
- ・ いじめる児童に指導を行っても十分な効果を上げることが困難である場合は、所轄警察署等とも連携して対応する
- ・ いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向ける
- ・ 不満やストレス（交友関係や学習、進路、家庭の悩み等）があっても、いじめに向かうのではなく、運動や読書などでの的確に発散できる力を育む

《学級担任等》

- ・ 学級等で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする

- ・ いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える
- ・ はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる

《「組織」》

- ・ 状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、警察官経験者等の協力を得るなど、対応に困難がある場合のサポート体制を整えておく
- ・ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行う
- ・ 指導記録等を確実に保存し、児童の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継ぎを行う

③－B 保護者と連携する

《学級担任を含む複数の教員》

- ・ 家庭訪問（加害、被害とも。また、学級担任を中心に複数人数で対応）等により、迅速に事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う
- ・ いじめられた児童を徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り保護者の不安を除去する
- ・ 事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供する

資料3

いじめられた児童・いじめた児童に見られるサイン

1 いじめられた児童のサイン

いじめられた児童は自分から言い出せないことが多い。複数の教職員が、複数の場面で児童を観察し、小さなサインを見逃さないことを大切にする。

場面	サイン
登校時 朝の会	<ul style="list-style-type: none">○ 遅刻・欠席が増える。その理由を明確に言わない。○ 教職員と視線が合わず、うつむいている。○ 体調不良を訴える。○ 提出物を忘れたり、期限に遅れたりする。○ 担任が教室に入室後、遅れて入室てくる。○ 表情が暗く、元気がない。
授業中	<ul style="list-style-type: none">○ 保健室・トイレに頻繁に行くようになる。○ 教材等の忘れ物が目立つ。○ 机周りが散乱している。○ 決められた座席と異なる席に着いている。○ 周囲の机との距離がある。○ 教科書・ノートに汚れがある。○ 教職員や児童の発言などに対して、突然個人名が出されたり、からかいや非難する言動が頻繁にあつたりする。
給食時間 休み時間等	<ul style="list-style-type: none">○ 給食当番で、配膳したものを受け取ってもらえない、または給食当番から配膳されなかつたりする。○ 一人だけ机の上を拭いてもらえない。○ グループで食べるときに机を離されたり会話に入れてもらえないなかつたりする。○ 食欲がなくなり、給食を残す。○ 用のない場所に一人でいることが多い。○ 持ち物や机、作品等にいたずらをされる。○ ふざけ合っているが表情がさえない。○ 衣服の汚れ等が頻繁にある。
放課後等	<ul style="list-style-type: none">○ 慌てて下校する。または、用もないのに学校に残っている。○ 持ち物がなくなったり、持ち物にいたずらされたりする。○ 一人だけ机や椅子が散乱している。

2 いじめた児童のサイン

いじめた児童がいることに気が付いたら、積極的に児童の中に入り、コミュニケーションを増やし、状況を把握する。

サイン
<ul style="list-style-type: none">○ 教室等で仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている。○ ある児童にだけ、周囲が異常に気を遣っている。○ 教職員が近づくと、不自然に分散したりする。○ 自己中心的な行動が目立ち、集団の中心的な存在の児童がいる。

資料4

教室や家庭でのいじめのサイン

1 教室でのサイン

教室内がいじめの場所となることが多い。教職員が教室にいる時間を増やしたり、休み時間に廊下を通る際に注意を払ったりするなど、サインを見逃さないようにする。

サイン

- 嫌なあだ名が聞こえる。
- 席替えなどで近くの席になることを嫌がる。
- 何か起こると特定の児童の名前が出る。
- 筆記用具等の貸し借りが多い。

- 壁等にいたずら、落書きがある。
- 机や椅子、教材等が乱雑になっている。

2 家庭でのサイン

家庭でも多くのサインを出している。児童の動向を振り返り、確認することでサインを発見しやすい。以下のサインが見られたら、学校との連携が図れるよう保護者に伝えておくようとする。

サイン

- 学校や友人のことを話さなくなる。
- 友人やクラスの不平・不満を口にするが多くなる。
- 朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする。
- 電話に出たがらなかったり、友人からの誘いを断ったりする。
- 受信したメールをこそこそ見たり、電話におびえたりする。
- 不審な電話やメールがある。
- 遊ぶ友達が急に変わる。
- 部屋に閉じこもったり、家から出なかったりする。

- 理由のはっきりしない衣服の汚れが頻繁にある。
- 理由のはっきりしない打撲や擦り傷が頻繁にある。
- 登校時刻になると体調不良を訴える。
- 食欲不振・不眠を訴える。

- 学習時間が減る。
- 成績が下がる。

- 持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする。
- 自転車がよくパンクする。
- 家庭の品物、金銭がなくなる。
- 大きな額の金銭を欲しがる。

資料5

いじめに対する措置(緊急時の組織的対応)

ア いじめの発見・通報を受けたときの対応

発見した
職 員

通報を受けた
職 員

生徒指導主事
(又はかがやき委員会の委員)



管 理 職

イ 情報の共有

重大事態の場合
は村教育委員会
へ報告

かがやき委員会

◇構成員

校長

、教頭、ほか全教職員

ウ 調査・事実関係の把握

エ 解決に向けた指導及び支援

オ 関係機関への報告

カ 繼続指導・経過観察

保
護
者

支
援
情
報
提
供

児 童

指
導
支
援

かがやき委員会を中心とした実施

学

校

情 報 提 供
支 援

犯 罪 行 為 の
追 放 ・ 対 応

連 携

連 携

村教育委員会

警 察 署

地 域

関 係 機 関 (福 祉 ・ 医 療 等)